

2008 年度建議事項回答

2009 年 3 月 11 日
SJC 産業政策委員会

回答一覧表

カッコ内は前年の回答状況

分野	項目数	受入可能 (一部受入 を含む)	長期検討	受入困難
労働・労使	5 (7)	1 (0)	2 (3)	2 (4)
金融	8 (7)	0 (2)	4 (4)	4 (1)
税務	3 (4)	2 (3)	1 (1)	0 (0)
知的財産権	15 (13)	6 (3*)	7 (6)	2 (4)
個別要望事項	3 (10)	1 (3)	1 (4)	1 (3)
生活環境改善	3	3	0	0
合計	37 (41)	13 (11)	15 (18)	9 (12)

*措置完了を含む。

**2007年の個別要望事項には生活環境改善が含まれる。

今後の措置

受入可能事項及び長期検討事項の中で、一部は新規の「投資環境改善課題」に分類して改善を推進する。

労働／労使分野 継続 5 件

- 1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃【長期検討】
- 2) 有給休暇の買い取り禁止【受入困難】
- 3) 法定退職金制度の改正【受入困難】
- 4) 非正規職の使用期間制限及び差別禁止の緩和【一部受入】
- 5) 労組組合への使用者による財政支援(含む労組専従者の給与支援)の禁止【長期検討】

金融分野 新規 3 件 / 継続 5 件

- 6) 外国為替取引業務取扱細則の改正【受入困難】
- 7) 国外支配株主の支払保証による国内借入れの支払利子の損金処理【受入困難】
- 8) 金融機関の業務委託等に関する規制緩和【受入困難】
- 9) 海外送金の規制緩和【長期検討】
- 10) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用【長期検討】
- 11) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放【長期検討】
- 12) 同一人又は同一グループに対する貸出規制の改善【長期検討】

13) 中小企業貸出比率規制の撤廃【受入困難】

税務分野 新規 2 件 / 継続 1 件

14) 租税特例制限法の改正【一部受入】

15) 『中小企業』の定義変更に伴う税制面を中心とした影響への懸念【長期検討】

16) 国税庁と関税庁における移転価額の評価の違い【一部受入】

知的財産権分野 新規 3 件 / 継続 1 2 件

17) 国民の知的財産マインドの更なる向上【一部受入】

18) 模倣品・海賊版の企業活動に対する行政の支援等の取組み整備【一部受入】

19) 営業秘密の保護、情報漏洩の防止に関する事業者の啓発【受入可能】

20) 税関での摘発強化に向けた制度整備と摘発能力の強化【長期検討】

21) 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期間【長期検討】

22) マルチのマルチクレームの認容【長期検討】

23) 特許の分割出願の時期的要件緩和【一部受入】

24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護【長期検討】

25) 外国語出願について【長期検討】

26) P C Tによる国際特許出願に関する手続補正の範囲【長期検討】

27) 商標出願の早期審査制度の導入【受入可能】

28) 商標の先後願に関する規定の適用の判断時期について【受入困難】

29) 無効審判の請求人適格の制限について【長期検討】

30) 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決【受入困難】

31) 侵害立証の容易化【一部受入】

個別要望分野 新規 2 件 / 継続 1 件

32) 新薬承認・薬価収載審査時間の大幅な短縮【長期検討】

33) 国家産業団地内での新規事業（廃棄熱利用のアグリ事業）の承認【受入困難】

34) 少量研究開発用化学物質サンプル輸入手続確認方法の改善【一部受入】

生活環境分野 継続 3 件

35) 生活環境の改善について(交通問題を除く)【受入可能】

36) 交通問題全般についての改善要望【一部受入】

37) 韓国で出産した際の外国人登録の手続きについて【受入可能】

<参考>【日本政府向け】 新規 1 件 / 継続 1 件

税務分野

1) 法人課税対象を国内所得に限定する国外所得免除制度の導入【新規】

生活環境分野

2) 韓国で出産した際の外国人登録の手続きについて【継続】(韓国政府にも提出)

1. 労働・労使関係分野（5件）

項 目	検 討 意 見
<p>1) 就業規則の不利益変更時の同意義務撤廃（労働部／長期検討）</p> <p>建議要約</p> <p>韓国では、就業規則を勤労者に不利益に変更する場合には労働組合等の同意を得ることが勤労基準法により規定されているが、同意が前提となると労使交渉で企業側が一方的に不利であるので、同意義務を撤廃するとともに、就業規則変更の合理性について十分な議論・検証を行うことのできる労使にとって公平なシステムの導入を検討願いたい。</p>	<p>・韓国の勤労基準法は、就業規則の不利益変更時に労働組合などの同意を得ようになっているが、判例は、勤労条件の変更が社会通念上、合理性があると認められる場合、労働者の集団同意を得なくても有効であると判断し、柔軟な態度を取っている（大法院（最高裁判所）の判例 1978年9月12日 78ダ 1046 など多数）</p> <p>・また、判例は、社会通念上の合理性有無について、労働者が被ることになる不利益の程度、使用者側の変更の可能性、変更後の就業規則内容の相当性、ほかの労働条件の改善状況などを総合的に考慮して判断しており、これは日本の判例及び労働契約法上の就業規則変更の合理性の判断基準と類似。</p> <p>・従って韓国の就業規則変更制度は、日本の場合と類似しており、過度に硬直しているとはいえないが、最近の急変する経営環境に、企業がより弾力的に対応できるよう、<u>就業規則変更制度の改善方策を検討する予定。</u></p>
<p>2) 有給休暇の買い取り禁止（労働部／受入困難）</p> <p>建議要約</p> <p>勤労基準法の改正により、法律上は未消化有給休暇の買い取り義務の消滅が定められ、更に同法において年次有給休暇の使用促進制度が新設され、使用者の金銭補償義務が免除された。しかし、労働組合等が団体協約や就業規則の改正等に応じない限り、買い取りを継続する等の問題が残る。有給休暇使用促進の実効性向上のため、有給休暇の買い取りを法律で禁止することを要望する。</p>	<p>・政府は、労働者の休暇使用を促進するために年次休暇使用促進制を導入し、使用者が休暇使用期間満了 3 ヶ月前に労働者に年次休暇の使用を要望し、もし労働者が決まった期間に年次休暇を使用しなかった場合、会社の買い取り義務を免除。</p> <p>・しかし、年次休暇の買い取りを法令で禁止することは、労働基準の最低基準を定めている勤労基準法の立法趣旨を勘案すると望ましいことではない</p> <p>・一方、休暇使用促進措置は、労働者の休暇使用を促進するためだけのものであり、労働者の年次休暇に関する従来労働条件事項を変更するものと見られないので、就業規則変更手続きを踏む必要はない。</p>

<p>3) 法定退職金制度の改正(労働部/受入困難)</p> <p>建議要約</p> <p>韓国では、勤労者退職給与保障法で法定退職金制度が規定されており、個々の企業が労使の対話を通じ自社の雇用・経営状況に即した退職金制度を自由に設計することができない。法定退職金制度の廃止を要望するとともに、退職事由により退職金に格差を設ける方式に改善する、法定退職金の算定基礎額を通算雇用期間を通じた平均賃金額またはこれに準じた比較的長期間の平均賃金額とする方式への改善を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法定退職金は、その最低水準だけを保障するもので、最低水準を越える部分については、各企業の労使が自主的に決めることができる。 - 特に、法定退職金の最低基準は、ここ 40 数年間労使合意の下に韓国の法的情緒として位置づけられたものであり、特段の労使決断がない限り、変更は難しい。 ・また、退職金は後払い賃金の性格を有しているため、労働の対価としてみることができると、退職事由に従って差等をおくのは望ましくない。 ・ただ、現行の退職金制度に比べて柔軟な人事管理及び協力的な労使関係の構築が可能な退職年金制度が導入・施行されているため、退職金制度の廃止よりは、退職年金制度への転換を模索することが現実的な方策。 ・また、退職年金導入制度の活性化に向けて新設事業場に退職年金自動設定の推進、個人退職口座を個人型退職年金制度に発展させて自営業者などに拡大する予定。
<p>4) 非正規職の使用期間制限及び差別禁止の緩和(労働部/一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>韓国では非正規職を活用する場合、使用期間の制限及び処遇格差禁止の2つの面において厳しく制限されている。具体的に 使用期間制限の延長(2年 4年)及び労使間で合意が成立した場合には、さらに契約延長が認められる制度を要望、非正規職の処遇については、労使間で合意がある場合に個別設定できるよう制度見直しを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年7月に施行された非正規職使用期間の制限は、正規職への転換など、一部の成果もあったが、これに負担を感じた企業が期間制労働者の交代や、雇用削減で対応したため、雇用不安が広がった。 ・これまで数回のモニタリングの結果、企業は非正規職に対する雇用不安の高い方を選択する傾向にあるため、労働者の多数も期間の延長または廃止を望んでいることがわかった - 従って、非正規職労働者が職場で引き続き働けるよう、<u>法律の補完を含む総合的な対策づくり(2009年上半期)</u>を推進中。

<p>5) 労働組合への使用者による財政支援(含む労組専従者の給与支援)の禁止 (労働部/長期検討)</p> <p>建議要約</p> <p>本件については、他の先進諸国の労働法では不当労働行為として禁止されている。労働組合専従者の給与支援規定の2009年末までの実施猶予は既定方針とのことで、この点についてはやむを得ないと了解する。しかし、2010年以降について本来の立法趣旨に則った合理的な運用に関し検討を行う労使関係発展委員会(政労使で構成)における現在までの経過及び具体的な議論の内容等について開示願いたい。</p>	<p>(労働組合への使用者による財政支援の禁止要望に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国の不当労働行為制度は、労働委員会を通じた救済手続きだけある日本とは異なり、労働委員会の救済手続きだけでなく、罰則(2年以下の懲役または2千万ウォン以下の罰金)を規定している ・ 一方、労組が紛争期間中の給与支給の要求を目的とする争議行為は、現行法の下でも不法であり、使用者が支払う義務もないため、経営者自らノーワーク・ノーペイを順守すべきである。 ・ 実質的に労組専従者を認めるか否かは、少なくとも使用者の承認で決めるものであるため、経営者自ら服務管理強化などを通じて問題を解決すべきであり、労組専従者に対する給与支給問題は、使用者が支給しない原則を自ら守るべきである。 ・ また、労組専従者問題などに関連しては制度的な改善も必要であるが、労使ともに原則を順守する慣行が定着できるよう取り組むべきである。 <p>(労使関係発展委員会の経過及び具体的な議論内容に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労使関係発展委員会は、議論時限が終了(2008年10月)となり、労使関係先進化委員会を構成して複数労組・労組専従者問題について議論中。 - 2009年同委員会での議論の結果に基づき、<u>制度改善のための立法を推進する予定。</u>
--	--

2. 金融分野（8件）

項目	検討意見
<p>6) 外国為替取引業務取扱細則の改正 (韓国銀行/受入困難)</p> <p>建議要約</p> <p>外国為替取引業務取扱細則に定められている通り、外国為替銀行は、ウォン貨に両替して使用する目的で提供する資金、その他海外での使用を目的としない資金の支援のための外貨貸付の提供はできない。</p> <p>の撤廃もしくは輸出（媒介）取引のような取引に対しては、同規定が適用されないように関連規定を適切に改正することを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外使用目的ではなく、為替リスクヘッジを目的とする国内使用運転資金の外貨貸出を許容した場合、事実上のウォン貸出需要が外貨貸出需要に転換し、外債増加要因及び為替市場の攪乱要因として作用。 ・ 輸出（媒介）取引と関連して発生する企業の為替リスク先物為替取引など、外貨貸出以外の手段を活用してヘッジが可能なため同目的の外貨貸出が欠かせないとは見なし難い。 ・ 同事例のように輸出（媒介）取引に対してのみ為替リスクヘッジ目的の外貨貸出を許容した場合、輸出が媒介しないが、為替リスクヘッジの需要が発生するなど、他の企業との公平さを欠きかねない。 ・ 為替が大きく跳ね上がった現時点で、実重要の目的でない外貨貸出を許容した場合、今後、為替下落を予想した投機的な外貨貸出増加を煽る可能性もある。 <p>従って、為替リスクヘッジのための運転資金の外貨貸出は、外貨貸出用途制限の実効性を維持するために、引き続き制限する必要あり。</p>
<p>7) 国外支配株主の支払保証による国内借り入れの支払利子の損金処理 (企画財政部/受入困難)</p> <p>建議要約</p> <p>支払保証のみを取得し、国内金融機関より借り入れしているケースでは実際の資金の流れは国内で完結しているため、他の国内資本の同業他社が行う国内調達と全く同じであり、公平を欠く。このため国外支配株主の支払保証があったとしても、国内金融機関より借り入れた金額については、同株主の出資持分の6倍を超過していても、その超過分に対する支払利子及び割引料は、損金参入できるよう改善を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外支配株主の支払保証も、国外支配株主からの借り入れと同様、国外支配株主の自己資本出資回避タイプに該当するという点を反映し、過少資本税制適用対象として規定。 ・ 国外支配株主は、自己資本出資又は直接貸し付けの際に発生する資金の流動性制約などを考慮して支払保証を選択。 - 国外支配株主の支払保証は、内国法人が独自の借り入れることができない場合に要求され、今後保証債務転換する可能性が高い。

<p>8) 金融機関の業務委託などに関する規制の緩和 (金融監督院 / 受入困難)</p> <p>建議要約</p> <p>外銀支店が本店の電算システムを利用することが業務委託と見做され、規定の書類を添付した上で金融監督院長に報告することが義務付けられており、更に規定上明記されていないものの、運用において本店所在国の金融監督機関 (日本の場合、金融庁) からの NO OBJECTION LETTER の取得・提出が義務付けられている。このようなレターの取得は極めて困難であるため、支店と本店が連署した誓約書を提出する等の代替案をもって緩和願いたい。</p>	<p>国外支配株主の支払保証による借り入れが国内借り入れだとしても、最終負担が国外支配株主である点を考慮すると、その実質は国外支配株主からの借り入れと同一であるため、国内・外の借り入れ如何にかかわらず、過少資本税制を適用するのが妥当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が第三者に業務を委託している場合、金融監督当局は金融機関が同業務を直接遂行する場合と同等の監督水準を維持する必要あり。 - このような趣旨から、各国の金融監督機関は自国金融機関が業務の一部を海外に委託する場合、資料接近及び検査受入れ義務を反映するために、受託者金融監督機関の検査同意書を提出してもらっている (米国、シンガポール、香港など)。 ・委・受託者間の業務委託契約は、単純に当事者間の私的契約に過ぎないため、誓約書の提出だけでは金融監督機関が検査権を行使できず、今後受託者金融監督機関が検査を許可しない場合は、検査を実施できない。 ・<u>ただ、受託者監督当局の検査同意書が提出されない場合でも、委託業務の性格上、検査・監督業務の遂行に及ぼす影響が微々たる場合は、これを積極的に許容するように運用している。</u>
--	---

<p>9) 海外送金の規制緩和(企画財政部/長期検討)</p> <p>建議要約 出張時の立替精算や海外親会社が立替払いをしている日本人出向者の海外賃金の精算で海外送金が認められない等、規制が非常に厳しく、送金を認められるケースでも送金時に提出する資料が非常に多い。外国企業が海外で事業を行う上で海外送金は必要不可欠であり、企業の利便性を高める上でも、引き続き海外送金の速やかな規制緩和を検討願いたい。</p> <p>10) 有価証券保有制度の外国金融機関への弾力的運用(金融委員会/長期検討)</p> <p>建議要約 長期保有有価証券に関しその保有額が一律自己資本の60%を上限として制限され、外国金融機関に対しては韓国に所在する支店単位の資本金が適用されるため韓国金融機関に対して投資可能金額が極端に低いレベルに抑制されている。投資家としての信用力は金融機関全体で判断されるべきであり、外国金融機関については韓国の支店単位の自己資本ではなく、金融機関全体の自己資本を適用するよう改善願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・送金の際の支払証憑資料の提出は、外国為替流出入のモニタリング及び不法外国取引防止のため欠かせない。 ・ただ、韓国政府は、外為自由化のレベルから持続的に送金を自由化しており、このような流れは今後も続くものとみられる。 * 2007年12月指定取引外国為替銀行を通じた場合、年間5万ドルまで支払証憑を免除できるよう「外国為替取引規定」を改正。 <ul style="list-style-type: none"> ・主な金融先進国でも自国の状況によって本店資本金制度と支店資本金制度を選択して運用。 * シンガポール、台湾などは支店資本金制度を施行しており、EUも非EU諸国に対して支店資本金制度を運用。 ・国内金融市場の成熟度及び金融ハブへの成長などを考慮して、長期的に本店資本金制度への転換について検討する必要あり。
---	---

<p>11) 非居住者への韓国ウォン為替市場の開放(企画財政部/長期検討)</p> <p>建議要約 外国為替の自由化に向けて各種規制の緩和により、居住者に対する自由度が格段に広がっているが、非居住者に対する韓国ウォン市場へのアクセスは極めて限定的である。韓国に対する投資拡大のためにも、非居住者への韓国ウォン為替市場の早期開放を引き続き検討願いたい。</p> <p>12) 同一人又は同一グループに対する貸付規制の改善(金融委員会/長期検討)</p> <p>建議要約 同一人又は同一グループに対する信用供与限度はみなし自己資本を元にして算定されているが、現在の算定方法では本支店貸与金の増加額がみなし自己資本額から控除される等の制約がある。信用供与限度額の算定方法については、持込資本金ではなく本店自己資本額を基準とするよう改善願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国政府は、これまでウォン市場に対する非居住者の接近を緩和する自由化を推進し続けてきた。 ・また、国内銀行を通じた場合、ウォン市場への接近において全く制限がなく、經常取引の際もウォンによる決済も許容されているので、外国企業の不便はすでに相当部分解消されたものと判断できる。 - 外国企業が追加的にウォン市場に対する接近が必要な事柄があれば、具体的に建議していただきたい。 ・主な金融先進国も自国の状況によって本店資本金制度と支店資本金制度を選択して運用。 - 国内金融機関の与信余力及び外国系金融機関の営業形態の変化などを勘案して支店資本の認定範囲の拡大と - 国内金融市場の成熟度及び金融ハブへの成長などを考慮して、長期的に本店資本金制度への転換について検討する必要あり。
---	---

13) 中小企業貸出比率規制の撤廃 (韓国銀行 / 受入困難)

建議要約

韓国では、一定比率以上の中小企業向け貸し出しを義務付けている。しかし、金融機関が行う融資は融資先のリスクを個別に判断して金融機関がコントロールできる範囲内で行うことが原則である。更に中小企業の定義変更があったが、これは実質的にホールセールに特化する銀行の実態を反映しないのみならず、外資系中小企業の体力低下を惹起しかねない深刻な問題である。中小企業貸出比率規制の撤廃を検討願いたい。

・中小企業貸出割合の順守は、義務ではなく勧告事項である。

- 外国銀行支店(35%)に対しては同割合を都市銀国(45%)や地方銀行(60%)に比べて低く適用しており、韓国銀行の総額限度貸出を利用しない場合は制裁もない。

・今後、韓国銀行は、中小企業の銀行資金可用性などを考慮して、中小企業支援制度を合理的に改善していく方針。

* 「2008年通貨信用政策の運営方向」(2008年1月4日)で既に発表。

(注)総額限度貸出とは、銀行が中小企業に支援した融資実績に基づき、韓国銀行が低金利で銀行に融資資金を提供する政策金融のような資金で1994年に導入された。

3. 税務分野(3件)

項目	検討意見
<p>14) 租税特例制限法の改正 (企画財政部/一部受入)</p> <p>建議要約 租税特例制限法で、外国人の勤労所得の30%一括非課税を規定しているが、非課税割合が少ないうえに2009年12月31日までという期限がある。韓国は外国人にとって生活費等が高い国であり、最近の急激な為替レート変動等により生活費などが急騰している。一層の外資導入やグローバル化を進めるためにも、非課税割合を30%から40%に引き上げること及び期限の撤廃を要望する。</p> <p>15) 『中小企業』の定義変更に伴う税制面を中心とした影響への懸念 (中小企業庁/長期検討)</p> <p>建議要約 『中小企業』の定義変更に伴う外国投資企業の位置付けの変更可能性及びそれに伴う優遇策が失われる懸念があることから、優遇策が引き続き享受されるように配慮願いたい。</p>	<p>・当該規定の他に内国人労働者に適用されるその他の所得控除規定も外国人労働者に同一に適用されるため、内国人労働者との課税公正性を考慮すれば、非課税割合の上向き調整は困難。</p> <p>・存続期限の場合、現在 <u>2009年を2012年に3年間延長する「租税特例制限法」改正法律が12月26日に公布。</u></p> <p>・2005年12月施行日以降に3年間猶予期間を置いていた点と国内大企業との公正性の考慮など、法制処の有権解釈の趣旨からして、外国人投資企業に対する適用排除は妥当ではない。</p> <p>- ただ、業界の現実的厳しさを勘案し、改善策を長期検討する予定。</p> <p>(注)2009年3月4日に開催されたSJC税務セミナーで、猶予期間を2008年12月31日まで延長する動きが紹介された。</p>

<p>16) 国税庁・関税庁間における課税評価方法の違い (企画財政部、国税庁、関税庁ノ一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>海外から韓国内に輸入される物品に対して、国税庁と関税庁とでは課税評価の方法が異なっている。このため国税庁と関税庁とで移転価額の評価の一貫性を早急に図り、法制度の整備等を至急検討願いたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企画財政部、国税庁、関税庁間で移転価格及び関税評価体系の不一致及び不調和によって生じる外国人投資企業の不便と隘路を解消するため、 <ul style="list-style-type: none"> - 2009年1月 <u>企画財政部、国税庁、関税庁間で共同調査、情報共有などを内容とするMOUを締結し、今後移転価格の審査を関連して機関間の協力が円滑に行われるものと予想。</u> ・法制度の整備はWCO及びOECDで評価制度関連法令の統合可能性について現在協議が進んでいるため、協議の過程にそって根本的な評価法令整備などを長期課題として推進。 <ul style="list-style-type: none"> - ただ、主要国の評価法令を参考にして制度の導入が必要な部分を検討する予定。 ・一方、外国投資企業の経営安定性向上に向けて特殊関係取引物品課税価格（移転価格）の事前審査制度（ACVA：Advance Customs Valuation Agreement）を導入・施行中。 <ul style="list-style-type: none"> - 4社が申し込んで現在審査中 <p>（注）SJC 税務セミナーで、1社終了、3社進行中と紹介された。</p>
--	---

4. 知的財産権分野(15件)

項目	検討意見
<p>17) 国民の知的財産マインドの更なる向上(特許庁ノ一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>韓国社会全体で不法コピーや偽物を容認している状況が今なお続いているが、知的財産マインド向上のため、模倣品等販売者を徹底して摘発し、その成果を国民に情報発信、模倣品による危険や健康被害等 TV など主要メディアで啓発、小中学生などに提供可能な副教材の作成等を要望する。</p>	<p>(模倣品等販売者を徹底して摘発し、その結果を国民に情報発信することと関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府はオン・オフラインで官・民協力体制を構築し、司法警察権を確保し模倣品販売者を徹底して取り締まる予定。 - 検察・警察・地方自治団体との共同体制で模倣品の供給と流通を遮断するための取締活動を持続的に展開する。 - 2009年度上半期中、オンライン模倣品追跡管理システムを構築して模倣品の販売情報の削除措置、及び販売者検挙を強化する。 - <u>特許庁公務員が司法警察権を確保することによって偽造商品の取締の強化推進(2009年関連法の改正を推進)。</u> <p>(模倣品による危険や健康への被害などを主なメディアを通じて啓蒙することと関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は消費者及び企業を対象に知財権に対する認識を向上させるための活動を持続的に推進しており、今後より強化する予定。 - 2008年にはインターネット・ラジオ・新聞などのメディアを通じた広報、消費者保護団体と共同広報、大学生モニタリング団活動などを展開し、<u>2009年にはテレビ・ラジオ・知財権広報大使、消費者団体のキャンペーンを推進する予定。</u> <p>(小・中学生に副教材を製作して提供することと関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生を対象とした教育や教材の作成については所管官庁と協議の予定。

<p>18) 模倣品・海賊版対策の企業活動に対する行政の支援など取り組みの整備(特許庁/一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>模倣品・海賊版が氾濫している現状が続いているため、企業側はその対応のため莫大な費用や人的負担を必要としているのが現状。このため 模倣品の製造元、流通経路、販売状況に関する情報の提供等、 通報窓口の特許庁への一本化、 特許庁の偽造商品通報センターの機能強化等を要望する。</p>	<p>(被害企業の要請によって模倣品を取締り、取締りに関する情報を提供することと関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財権権利の性格上、権利者の申告または第三者の申告に基づいて取締りを実施し、「公共機関の情報開示に関する法律」に則って<u>開示可能な範囲内で公開している。</u> <p>(模倣品に対して通報窓口を特許庁に一本化し、取り締まってほしいとの要請に関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模倣品の製造・販売は刑事犯罪に該当するもので、警察・検察及び司法警察の捜査対象となるため、告発はどの省庁にでもできるものでなければならず、窓口を一本化することは受入困難。 <p>(偽造商品通報センターの機能強化、窓口拡大と関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府は偽造商品通報センターに届けられた件に関しては関係機関との協力体系を構築することによって通報センターの機能を強化している。 * 通報センターへの申告件数(2006年)1,605件 (2007年)2,374件 (2008年11月まで)2,531件 - 通報センターの申告件について警察、または捜査を移牒したり、放送通信審議委員会、またはオープンマーケット運営者に通報して偽造商品販売情報の削除措置によって<u>通報センターの機能を強化している。</u> - <u>特許庁公務員の司法警察権の確保を通じて取締りを強化している(2009年関連法の改正を推進)。</u>
--	---

<p>19) 営業秘密の保護、情報漏洩の防止に関する事業者の啓発(特許庁/受入可能)</p> <p>建議要約</p> <p>営業秘密の保護や情報漏洩の防止に関する意識、優先順位が低く、韓国企業との取引において日系企業は甚大な被害を被っているのが現状。このため 営業秘密の保護・侵害に関する実態調査等を実施し国民に公表、企業における営業秘密の保護方策について、韓国企業の取組み例を調査し、国内外企業向けに情報提供、 行政部門における企業情報等の情報管理の徹底及びその取組み手法の広報を要望する。</p>	<p>(営業秘密の保護・侵害に関する実態調査や営業秘密侵害に関する検挙事例・裁判事例の調査を実施し、広く国民に公表することに関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は、<u>営業秘密を含め国内企業の知財権侵害事例に対する実態調査を推進する計画であり、調査した資料は国民に公表する予定。</u> - 営業秘密侵害に関する検挙事例・裁判事例は検察・警察・法院（裁判所）との協力を通じて資料を収集し、国民に公表予定。 <p>(韓国企業の営業秘密保護方策及び取組例を調査し、国内企業・海外企業向けに情報提供することに関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許庁は「<u>営業秘密保護ガイドブック</u>」を製作・配布することによって、<u>営業秘密保護方策及び優秀な企業取組み例などを企業に案内する予定。</u> <p>(行政部門においても機密情報、個人情報の管理を徹底し、その方法を広報することに関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政安全部は公務員の職務上の秘密漏洩禁止（刑法第 127 条）及び「公共部門の個人情報保護に関する法律」などによって行政部門の各種機密情報を徹底して管理している。 - 関連指針と推進計画は「公共機関の情報開示に関する法律」に基づき国民に公表されている。
---	---

<p>20) 税関での摘発強化に向けた制度整備と摘発能力の強化 (企画財政部・関税庁/長期検討)</p> <p>建議要約</p> <p>韓国では権利侵害可否の判断が困難であることを理由に、水際措置が可能なように制度整備されていないのが現状。このため水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権など主要知的財産権まで早期に拡大、2次製品を取り締まる税関陣容の強化、税関担当官に対する教育面の更なる充実等、検査率を上げるなど知的財産侵害品に対する監視の更なる強化を要望する。</p>	<p>(水際措置が適用される範囲をデザイン権、特許権など主要知財権にまで早期に拡大することと関連して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2007年12月の法律改正を通じて、知的財産権侵害物品に対する通関制限措置を拡大した。 - 輸出・輸入禁止物品を著作権などの侵害物品にまで拡大し、偽造された商標を付着したり、不法コピーされた物品に対して通関を保留。 ・ACTA(模倣品・海賊版拡散防止条約)交渉の妥結に備え、通関が制限される侵害物品を拡大していくなど、今後中・長期的に知的財産権の保護を強化していく計画。 <p>(2次製品への取締体制の強化及び広報関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽造部分品を付着した完成品に対しても取締を可能にするため関連規制を改正し広報したことがあり、今後とも部分品商標権者の権利が有効に保護されるよう努力する計画。 <p>(税関担当官に対する教育面の更なる充実、意識改革関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知財権執行力の強化を図るため税関担当官への教育は持続的に行っており、日本企業にも税関担当官への偽造識別要領教育に積極的に協力することを要望。 <p>(検査率を上げるなど監視の更なる強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出入物品に対する検査率は様々な政策的考慮によって決定され、知財権侵害の可能性が高い品目は検査率を引き上げて運用している - 合わせて正確な選別のため知財権者の情報提供が必要。
--	--

<p>21) 特許出願に対する拒絶理由通知の応答期限の延長(特許庁/長期検討)</p> <p>建議要約</p> <p>特許庁からの特許審査拒絶理由通知に対する応答期間が2ヵ月以内となっており、延長するには延長費用がかかる。また、韓国語文献が引用例の場合等において引用例の翻訳が必要な外国企業にとっては指定期間の対応は極めて困難であり、指定期間を3~4ヵ月間とするよう要望する。</p>	<p>拒絶理由通知に対する応答の指定期間の延長(2ヵ月 3~4ヵ月)要望に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・韓国は内・外国人の区分がなく2ヵ月の応答期間となっており、必要な場合は誰でも1回の延長申請で数ヵ月(4ヵ月)延長が可能。 *韓国：内・外国人(2+4ヵ月) 日本：内国人(2+1ヵ月) 外国人(3+3ヵ月) <p>・一方、韓国は特許権行使期限の合理的な補償のために<u>審査遅延による特許権の存続期間延長制度の導入を推進(2008年10月法改正案の国会提出)</u>中であるところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基本的な応答期間の延長は特許権存続期間と密接な関係があるため、同提案の受入如何は存続期間延長制度の施行後、出願人の期待利益及び第三者負担などを比較衡量して最終的に決定することにする。 <p>(応答期間に応答がない場合、自動的に期間延長申請されたものとみて追って必要な手続きの遂行及び手数料を支払う方策を代案として検討することと関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本建議は現在米国で運営されている制度と類似したものであるが、米国とは違って別途の拒絶決定処分手続きを運営している韓国・欧州・日本などには今まで導入されたことのない制度である。 ・また建議内容の通り、指定期間延長制度を変更した場合、拒絶決定通知など最終処分を遅らせるしかないため審査処理期間の遅延及び不確定期間の長期化によって第三者の監視負担も増加する恐れがある。 ・従って基本応答期間延長の建議とともに国際的な調和などを考慮し長期的に検討したい。
---	--

<p>2 2) マルチのマルチクレームの認容 (特許庁 / 長期検討)</p> <p>建議要約</p> <p>例えば特許出願する場合、関連（依拠）する他の発明を多重（2 回以上）に引用することができない。このことにより特許出願者は関連（依拠）する他の全ての発明（＝他の従属項等）につき一から記述しなければならず、大変な手間とコストを強いられる。（審査官が理解しにくいという理由から不許可となっている）発明の多面的な保護の観点からもこのような従属形式を認めることを要望する。</p> <p>2 3) 特許の分割出願の時期的要件の緩和 (特許庁 / 一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>優れた発明が含まれていても出願人自らが特許請求の範囲に明確な見通しを立てることは難しく、そのため発明の内容を的確に表現できなかったために、特許を取得することができずに拒絶査定となってしまうケースがある。そのための救済措置として、また、多面的・網羅的な権利取得が可能となるよう特許査定後や拒絶査定後の一定期間においても、分割出願（先の出願で十分カバーできなかった部分を追加出願）を可能とすることを要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つ以上の項を引用している請求項を一度に再度引用して請求する場合、その発明内容があまりにも複雑になっているため、第三者、審査官及び法院などが権利範囲を把握するときに困難が生じる。 - このような理由のため国際条約である特許協力条約（PCT）及び米国においてもマルチのマルチクレーム形式の記載方法を不認容している。 ・ 従って審査官の業務負担、第三者の理解の容易性、国際的調和を考慮して長期的に検討したい。 ・ 出願人に特許を取得できる機会を最大限保障するため、 - 審査官から最終拒絶決定を受けた出願人が一定期間以内*に特許出願された発明の中で一部を分割して再出願できるように推進中。 * 拒絶決定謄本を送達された日から 30 日以内（1 回に限って追加で 30 日延長が可能） ・ 一方、審査官の最終特許決定の後にも分割を通じた再出願の機会を追加的に与える場合、権利確定の遅延による第三者の監視負担の増加及び分割出願急増による審査負担増加などが憂慮されるため、 - 拒絶決定後に分割出願できる方策を優先的に推進し今後第三者監視負担及び分割出願の推移などを考慮して<u>分割機会を特許決定後にまで拡大する方策を検討予定。</u>
--	--

24) 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護(特許庁/長期検討)

建議要約

記録媒体に記憶されたコンピュータプログラムは特許法の保護対象となっているが、コンピュータプログラムは特許法の保護対象となっていない。コンピュータプログラムを含む発明の模倣が極めて容易である点からも、その適切な保護のために、実際に市場に流通するコンピュータプログラム自体が特許保護対象であることを明確に規定してほしい。

25) 外国語出願について(特許庁/長期検討)

建議要約

英語による出願が認められないことから、専門家に翻訳を依頼しても翻訳ミスが生じ、権利取得で問題が発生。英語による外国語出願の導入を要望する。

・「プログラム請求項」と「記録媒体請求項」は記載形式が異なるだけで保護の実体はコンピュータのS/Wと同一であるため特許権として十分に保護されている。

・ただ、本建議と関連した一部保護の不十分な点を認識し、特許庁でもプログラム請求項を認める趣旨の特許法の改正を推進したことがあるが、利害関係者及び関係省庁の立場の差によって実現に至らなかった。

・従って、今後関係省庁の立場、関連業界の意見を受入れ、世論などを総合的に考慮し関連規制の改正推進を検討する計画である。

・英語表記外国語出願制度を導入した場合、特許性如何を判断する際、英語出願書とその翻訳文の一致如何を一々確認せざるを得なくなり、出願に対する第三者の監視負担及び審査官の審査業務負担が増加。

・また、英語の出願だけを受け入れた場合、フランス語やドイツ語などその他の言語に対する差別の問題も発生する恐れもある。

・韓国政府は英語を含めた全ての言語に対する外国語出願を許容する特許法条約(PLT)に加入するため総合的計画を確立し、それに沿って加入の準備を進めている。

・今後、特許出願の便利性の増大、審査官の業務負担、特許法条約(PLT)加入時期などを総合的に考慮し反映如何及び時点を慎重に見極めたい。

**26) PCTによる国際特許出願に関する手続
補正の範囲拡大(特許庁/長期検討)**

建議要約

現行では韓国語でしか出願を受付けないため、出願内容を補正する場合、外国語原文をリファーすることが出来ない。このため、翻訳の壁により原文の意図が十分反映されない場合がある。外国語原文に立ち戻っての手続き補正を可能とするよう要望する。

**27) 商標出願の早期審査制度の導入
(特許庁/受入可能)**

建議要約

商標出願に関し、権利化について緊急性を要求される出願については、通常出願の審査に対する措置として一定の条件のもとに優先審査を行う制度の導入を要望する。

・国際特許出願の原文を補正の基準にした場合、補正の適合如何を判断する際に多様な言語で作成された原文を逐一確認しなければならず補正に対する第三者の監視負担及び審査官の審査業務負担が増加。

・また翻訳文を補正基準にするとしても誤約補正のほとんどは当業者に自明な事項の範囲内で明細書及び図面の他の記載を参考にして補正することができるため補正基準を原文にすることと実質的に大差はない。

・さらに本建議の反映は条約優先権主張出願との平衡性・制度の運営の統一性の側面を考慮した時に外国語出願制度の導入と共に推進しなければならない事項である。

・現在、特許庁は特許法条約(PLT)加入を検討しているため、その検討の結果、特許出願の便利性、審査官の業務負担などを総合的に考慮して反映如何と時点を慎重に見極めたい。

・商標を使用中である場合や紛争が発生した場合など、登録可能如何を迅速に判断する必要がある際には、優先審査を申請すると申請後2ヵ月以内に処理される「商標優先審査制度」の導入を推進中。

- 現在、商標法施行規則などに優先審査の根拠及び具体的な手続きを設けている最中であり、2009年上半期中優先審査制度を施行する予定。

* 現行の商標審査は商標法施行規則第13条(審査の順位)に基づき、出願順番によって一律的に処理されている。

・出願人が希望する時期に商標審査を受けられるため出願人の便宜及び顧客満足度が向上するものと期待される。

28) 商標出願の先後願に関する規定の適用の判断時期について(特許庁 / 受入困難)

建議要約

例えば実際に使用されていない登録済み商標 A の存在を知らず、同一の商標 B を第三者が、登録出願した場合、まず A の不使用取消し審判を請求、それが審査され A 商標が取消されなければならない。しかし、A 商標の取消しに伴い出願中の B 商標も同様の取消し事由が適用され無効とされる。よって B 商標の登録には A 商標が取消された後再度、登録出願手続きが必要となる。こうした登録手続きの二度手間を省けるよう、後願(商標 B)の登録承認を現行の出願時から審査時に変更願いたい。

29) 無効審判の請求人適格の制限撤廃(特許庁 / 長期検討)

建議要約

登録公告から3ヵ月以降は利害関係人と審査官のみに請求人適格があり、誰でも無効審判を請求できるのは登録公告から3ヵ月経過前のみであるが、何人も期間の制約なく請求可能とすることが公益的観点から必要である。

・先登録商標との類似如何の判断時点を審査時にした場合、審査の緩急によって該当出願件の登録如何が影響を受けるので望ましくない。

- 審判が請求された場合は、審決確定時まで審査を保留しなければならないため、審査が遅延され再審によっては審決が覆される恐れがある。

・先登録商標との類似如何に対する判断時点を、出願時と審査時のいずれにするかの問題は原則的に各国の立法政策によって決定する事項である。

* 韓国は 30 年以上出願時点を基準に類似如何を判断していて、大法院(最高裁判所)の判例も確立している。

・利害関係人と審査官が無効審判の請求人になれるようにすることは、審判請求の利益がなければ審判請求権もないという民事訴訟の基本原則を反映したものである。

- 特許審判員の実務上、利害関係人の範囲を幅広く認めるからといって利害関係が全くない第三者まで請求人適格を認めるわけではない。

- 誰でもいつでも審判請求を提起できるよう特許法を改正すると、特許権者に害悪を及ぼす目的で無効審判請求を濫発して特許権者が多大な時間と費用を強いられる問題が発生することになる。

・利害関係のない第三者が無効審判請求を濫用する恐れがあるため、本建議は長期的に慎重に検討したい。

**30)特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決
(特許庁 / 受入困難)**

建議要約

特許権の有効・無効の判断は特許審判院で、侵害訴訟は地方裁判所で一括して審査すべき事項を2つに分けてダブルで行われるため原告の負担が金銭的にも時間的にも重い。そのため、一つの侵害事件において侵害訴訟と無効審判の両方が一度に1ヵ所で行えるよう改善を要望する。

**31) 侵害立証の容易化
(特許庁 / 一部受入)**

建議要約

知的財産権侵害訴訟において訴訟提起前には証拠収集の処分の手続がないが、訴訟相手となる予定の者からの情報や証拠の入手は極めて困難。従って 起訴前の証拠収集方法、 訴訟審理中の証拠収集について改善を要望する。

・特許侵害訴訟で特許権の新規性が問題となる場合、民事法院の裁判部が制限的に無効の抗弁を認める事例があり、無効抗弁の認定可否は該当裁判部の法的判断にかかっている。

・特許権等産業財産権の無効如何は、特許に関する専門知識と経験を備えた審判官からなる特許審判員によって審判を受けさせることが最も正確な紛争解決の方法であるため法院の侵害訴訟で特許権などの無効を判断できるように制度化することは望ましくない。

・以上のような理由で侵害訴訟担当の裁判部の特許無効如何の判断によって、特許権者または専用実施権者の特許権行使を制限することは望ましくなく、必要な時に特許審判員の無効審判手続きを通じて特許権を無効化することが望ましい。

(起訴前の証拠保全以外の情報取得制度に関連して)

・起訴前の証拠保全以外の証拠収集手続きの導入は現行の民・刑事訴訟体系に大きな変化を来たす事案として、被告人の防御権の適切範囲を判断する等、司法制度との整合性の問題などを考慮し関係省庁である法務部、文化体育観光部等と長期的検討が必要である。

* 現行の証拠保全制度関連: 民訴法第 343 条(書証申請の方式)・ 第 344 条 (文章の提出義務)、刑訴法第 184 条(証拠保全の請求とその手続き)

(訴訟手続上営業秘密が漏洩されないようにするための手続きを設けてほしいとの要望に関連して)

・特許庁は秘密維持命令制度及びその違反に対する処罰制度を各種の知財権個別法に導入するよう推進中(2008 年 12 月、国会立法案提出中)。

5. 個別要望事項(3件)

項目	検討意見
<p>32) 新薬承認・薬価収載審査期間の大幅な短縮(保険福祉家族部/長期検討)</p> <p>建議要約 薬事と薬価とのアンバランスを是正し、新薬を患者に早く届けるべく、薬価収載審査期間の大幅な短縮と適正な薬価算定体制の構築を要望する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新薬は新しい物質との特性上、効能・効果及び安全性、臨床的有用性の向上及び費用効果性などを十分検討する必要がある。 - 選別登載制度導入以前の新薬許可及び保険登載期間は外国に比べて短く 2003 年～2005 年に登載された新規新薬の中で 40.8%が世界で二番目に韓国で登載されたほどである。 <p>2006 年 12 月、選別登載制度の導入とともに保険登載期間を 150 日から 230～410 日に調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の許可から保険登載までの期間も外国に比べて長い方ではない。 * 日本の場合、登載期間が短くても(60～90 日)、許可期間が長く(360 日)、許可～保険登載期間(420～450 日)は、韓国(350～530 日)に比べて短いわけではない。 ・ただし、製薬産業育成と早期保険登載を通じた患者の便益を図るため「<u>医薬品許可前保健登載の同時進行</u>」(2008 年末施行)を通じて登載期間の短縮が予想される(10%前後)。

33) 国家産業団地内における新規事業(廃棄熱利用のアグリ事業)
(知識経済部/受入困難)

建議要約

国家産業団地内での事業リストにアグリ事業(農水産物製造販売及びそれに関するコンサルティング)が含まれていないが、事業リストに上記事業追加を検討願いたい。同事業の追加により、国家産業団地内で事業を営む企業は、本来の事業で生じた廃棄熱を有効利用することが可能となる。

34) 少量研究開発用化学物質サンプルの輸入手続確認法の改善
(環境部、関税庁/一部受入)

建議要約

現行法律の遵守、申請作業の迅速化、内容の再確認のため輸入者に自社輸入分に関する関税庁、化学物質協会が把握しているデータ等の開示を願いたい。

・産業団地の用途別入居拡大は産業団地の競争力向上の観点から検討すべきであり、産業団地の造成目的、特に既存の入居企業とのシナジー効果創出如何及び波及効果を総合的に考慮して決定する必要がある。

- 農村の場合、既存の産業団地の主力業種である製造業・知識産業・情報通信産業及び廃棄熱処理業と関連してシナジー効果があるとは思われず、かえって工場施設用地の利用度を低下され、全般的な産業団地の競争力を弱体化させる恐れがある。

* 産業団地内の工場用地は産業の競争力強化及び新規創業活性化のため造成原価で供給されている。

* 農業は人が食べる農作物を栽培することであるため、工場から排出される汚染物質(ガス、浸出水)等が影響を与えることもある。

・廃熱の効率的利用に対しては同感であるが、農業が可能な農地は産業団地の外にも多数存在するなど産業団地の許容必要性が落ちるため農業の入居対象の追加は不可。

・輸入者が化学物質管理協会に提出した有害性審査免除確認申請書は一括的に公開していて、有害化学物質管理法第12条及び同法施行規則第8条第1項に基づき有害性審査免除確認結果を通知。

・有害性審査免除確認結果通知書による確認番号別情報はすでに公開されているが、該当化学物質の年間累積輸入量情報は現在提供されていない。

- 今後、電子苦情サービスシステムを改善し、有害性審査免除確認申請・化学物質の年間累積輸入量の情報を提供する予定。

・一方、輸入免状に対しては関税法第116条、公共機関の情報開示に関する法律第9条第1項第7号に基づいて公開することは困難。

6 . 生活環境改善分野 (3 件)

項 目	検 討 意 見
<p>35) 生活環境の改善(交通問題を除く) (法務部、行政安全部 / 受入可能)</p> <p>建議要約 外国人登録証を有する者の利便性、公共の美化、出入国審査等に関して引き続き配慮願いたい。</p>	<p>(外国人登録証に F-5 が永住、日付が取得日であることが分かるように変更することと関連して)</p> <p>・外国人登録証に対する全般的な改善必要性を検討中であり、改善時には積極的に反映する(2009 年検討に取り掛かる)。</p> <p>(身障者用トイレ、乳幼児のおむつ換え台の設置と関連して)</p> <p>・「公衆トイレに関する法律」第 7 条及び同法施行令第 6 条に基づき、身障者用トイレ及び乳幼児のための補助トイレの設置を定めており、今後持続的な便宜施設の補強・拡大のため公衆トイレの先進化政策の推進を予定。</p> <p>(携帯電話の購入、ウェブ上で外国人登録番号など便宜性向上と関連して)</p> <p>・外国人実名確認サービスを拡大施行中(08 年 5 月): <u>実名確認対象を既存の登録外国人から未登録外国人(外交官、短期滞在者)へ拡大、外国人登録証の偽・変造防止の為の真意確認サービスを提供。</u></p> <p>(韓国官庁のウェブサイトの便宜性向上)</p> <p>・アレハングルの場合、ほとんどの公共機関のウェブサイトではユーザーの便宜性向上のため無料でビューアーを提供しているためハングル文書の閲覧も可能。</p> <p>(出入国審査の窓口・審査官によって違いが生じないための措置要請と関連して)</p> <p>・D-8(企業投資)ビザ所有者は専用審査台を利用することが便利であり、今後も審査サービスの向上に向けて <u>出入国サービス教育を強化する計画。</u></p>

<p>36) 交通問題全般に関する改善 (国土海洋部、警察庁/一部受入)</p> <p>建議要約</p> <p>公共交通機関等でのマナー、交通ルールの遵守、交通弱者への配慮等改善に向け、引き続き配慮願いたい。</p>	<p>(公共交通機関でのマナーの順守 - 地下鉄内における商品の販売関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソウル市鉄道安全に関する事務委託規則が公表され(2008年10月)、<u>地下鉄職員の取締り権限が強化されたこと</u>によって現在の過料賦課方策など、細部運営方案を講じているところであり、速やかに取締りを強化する予定。 <p>(交通ルールの順守関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールを順守するムードを広げるためTV・ラジオ・新聞などメディア広告、交通安全キャンペーン、交通安全教育等の多角的な広報活動を展開している。 ・あわせて、交通ルールの違反行為を減らすため軽微事項に対する啓発、重要事項に対する厳しい取締り活動を展開している。 ・特に二輪車が歩道を走行することについて2008年9月から11月までの特別取締りを展開するなど歩行者安全に努めていて、今後も交通秩序確立のため持続的に努力する計画。 <p>(バス停での英語表記関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体別に外国人密集地域など主要地域を運行する路線バスの英語案内放送及びバス停での英語表記拡大を持続的に推進している。 <p>(タクシーの相乗り、乗車拒否に対する対応関連)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客自動車運輸事業法には、運輸従事者が正当な理由なく旅客の乗車を拒否したり、旅客を相乗りさせる行為を禁止するよう規定していてこれに違反した者には20万ウォンの過料を賦課している。
---	---

	<p>・タクシーの相乗り及び乗車拒否行為は今後持続的な指導・監督と強力な取締りなどを通じて改善する予定。</p> <p>(一般幹線列車の運行時間と連携できるように広域電鉄の終電運行時間の延長に関して)</p> <p>・鉄道産業発展基本法に基づき安全運行のため電車線の線路点検及び補修作業、車両の安全点検など最小限の時間確保が必要であり、深夜時間の列車運行延長は困難。</p> <p>(スモークフィルムへの対応関連)</p> <p>・スモークフィルムへの取締りの実効性確保の困難、経済的な費用、取締りに伴う交通渋滞等、国民に不便を与える規制緩和レベルで2008年5月にスモークフィルム規制の廃止を推進したが、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 誘拐・拉致などの犯罪に悪用される可能性、取締りの難しさなどを勘案し、後面ガラスは廃止し前面と運転手席左・右側は存置することとした。 <p>・従って、国民の不便を解消する意味で規制を緩和するよう道路交通法が改正されたため、建議内容は受入困難。</p>
--	--

37) 韓国で出産した場合、新生児の外国人登録申請期間を90日まで延長(法務部/受入可能)

建議要約

出産した子どもの外国人登録をする際に
出産後1ヵ月以内に申請しなくてはならない
が、申請に必要な書類として旅券及び戸籍抄
本があり、日本では戸籍掲載までに通常1.5
ヵ月程度要するため、新生児の外国人登録の
申請期間を90日程度まで延長することを要
望する。

・現行の出入国管理法第23条は、国籍喪失、出生などの事由発生日から「30日以内」に在留資格を得るようにしているが、これを「90日以内」に改正する方策を検討中(2009年法改正を推進)。